

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和5年12月5日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区職員の健康診断等業務委託

(2) 業務内容

主な業務は以下のとおり。

①定期健康診断・各種検診等

ア 定期一次、二次健康診断

イ 乳がん検診、子宮がん検診、骨粗しょう症検診

ウ 胃がん検診及び大腸がん検診

エ 特殊健康診断（放射線、有機溶剤、情報機器作業従事者健診等）

②健康相談

(3) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※令和7年度から令和10年度についても、各年度の本事業に係る予算配当があること及び前年度の業務の履行が良好であることを条件に、引き続き同じ事業者と年度ごとに随意契約する予定である。

2 参加資格

医療法人等の団体であって、次に掲げる要件の全てに該当する事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項の規定による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること
- (3) 世田谷区の入札参加禁止又は指名停止処分の期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされていないこと。
- (6) 「プライバシーマーク」が付与され、「ISMS認証」を取得していること。もしくは、当該団体の個人情報保護に関する規程で個人情報保護に関して規程を設けていること。
- (7) 過去5年間のうち、本業務と類似する業務を、職員数5,000人以上の1官公庁又は1企業において、連続して2年以上受託した実績を有すること。
- (8) 事業者の提供する施設での健康診断等については、世田谷区役所本庁舎及び各総合支所から、徒歩と公共交通機関等を利用して概ね60分以内に到達可能な施設であること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、上記4の参加資格及び現在の業務の実施体制を基に参加資格の確認のみ行う。資格審査の結果、資格を満たしている者には招請通知（参加資格結果通知）を、資格を満たしていない者には、その旨を文書で通知する。

4 事業者を選定するための評価項目

(1) 経営状況等に対する評価

- ①業務遂行力
- ②賠償責任能力
- ③社会的責任
- ④安全管理体制

(2) 企画提案に対する評価

- ①業務に対する取組姿勢
- ②企画・提案内容の妥当性
- ③資料調整能力
- ④費用対効果
- ⑤説得力・対話力等

5 手続き等

(1) 担当部課

世田谷区総務部職員厚生課健康管理係

【所在地】〒154-8504

世田谷区世田谷4丁目21番27号 世田谷区役所第一庁舎5階

【電話】03-5432-2117

【FAX】03-5432-3010

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：令和5年12月5日(火)から参加表明書の提出期限まで
(土日及び祝日を除く午前9時～午後5時)

場所：上記(1)に同じ

方法：ホームページからダウンロード又は上記(1)での窓口交付

(3) 事業内容説明会

事業内容説明会は開催しない。

(4) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

期限：令和5年12月20日(水)午後5時まで

場所：上記(1)に同じ

方法：持参(提出期限の午後5時必着)又は郵送(ただし、書留郵便に限る。提出期限日必着)すること

(5) 提案書の提出期限、場所及び方法

期限：令和6年1月24日(水)午後5時まで

場所：上記(1)に同じ

方法：持参に限る(提出期限の午後5時必着)

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口
5 (1) に同じ
- (6) 詳細は説明書による。